

産総研先進ドローン技術コンソーシアム 運営会則

改定 令和7年 3月 6日

制定 令和6年 7月 5日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17規程第44号)に基づいて設置する、産総研先進ドローン技術コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」と言う。)を定める。

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)に、産総研先進ドローン技術コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。英語表記は、AIST Advanced Drone Technology Consortium (ADTC)とする。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、我が国の強みとなっている様々な技術分野を包含するシステムであるドローン(無人航空機)技術の特徴を背景に、技術分野を超えた多様な分野の研究者交流や融合に資するネットワーク構築を通じた各研究分野の活性化を目的とする。本コンソーシアムの活動により、研究者、技術者の相互研鑽や出口応用などの知見を深め合うとともに、ネットワークを通じた産業界、学界、公的研究機関等の関係者との連携を促進し、我が国の多様な産業分野の振興に貢献する。

(定義)

第3条 本コンソーシアムで対象とする「先進ドローン技術」とは、主に空中を移動する UAV(Unmanned Aerial Vehicle)の先進的な技術を指すが、カテゴリーを広く捉え、空中のみに限らず、移動を主とするも、ミッションとなる作業を遂行するロボティクな機器及び技術と定義し、関連技術分野との連携も視野に入れた移動体や関連設備の設計・製造・試験・運用に活用する技術とする。

(事業)

第4条 本コンソーシアムは第2条の目的を達成するために、先進ドローン技術に関連する次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 国内外の先進ドローン技術並びに関連分野における最新技術の調査及び情報の交換
- 二 産学官連携共同研究プロジェクトの立案
- 三 産総研で開発した技術データの提供
- 四 公開セミナーの開催及びウェブサイトを通じた情報の提供による先進ドローン技術の普及並びに啓蒙活動

(会員)

第5条 会員とは、本会則に賛同し、前条に規定する事業の推進を図る者で、第2条の目的を達成するために入会を承認された法人会員、個人会員、協力会員及び特別会員をいう。

- 一 法人会員は、法人又は団体とする。第15条第1項に規定する会費一口につき4名を会員登録できる。
- 二 個人会員は、第15条第1項に規定する会費を納付した個人とする。
- 三 協力会員は、法人会員及び個人会員以外で、会長が参加を認めた産総研に所属する役職員および教育機関、学術研究機関、公設研究機関、学協会等とし、会長が参加を認めた構成員を会員登録できる。
- 四 特別会員は、法人会員及び個人会員及び協力会員以外で、会長が特に参加を認めた機関又は個人とする。

(会員の入退会、会費等)

第6条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、所定の申込書を第8条第1項に定める会長(以下「会長」という。)あてに提出するものとする。

- 2 入会については、会長の承認をもって入会を決定するものとする。
- 3 会計年度中の入会は、理由の如何に関わらず、第15条第1項に定める会費(以下、「会費」という。)全額を納付する。
- 4 会員期間は、当該年の4月1日、又は入会が決定された日、又は第15条第1項に定める会費が納付された日

のいずれか遅い日に始まり翌年3月31日までとする。

- 5 前項期間満了前に、次項に定める退会意思の表示が無い場合は、翌年度の会員として更新される。
- 6 退会を希望する会員は、事前に理由を付した退会届を会長あてに提出するものとする。
- 7 会員期間中の退会は、理由の如何に関わらず、年会費の納付が必要であり、また、納付した会費の返金を行わないものとする。
- 8 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 9 会員が次の各号のいずれかに該当するものと認められるときは、会長は当該会員と協議の上、これを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき
 - 四 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 五 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。

(会員の権利義務)

第7条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 法人会員は、総会において口数に応じた議決権を有する。
 - 三 個人会員は、第12条に定める総会における議決権を有する。
 - 四 協力会員、特別会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。
 - 五 産総研に所属する役職員は、特別会員であっても議決権を有する。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、第15条第1項に規定する会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、第15条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
 - 三 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約、その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

(役員)

第8条 本コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長若干名を置く。

- 一 会長は、産総研に所属する職員が務める。
- 二 副会長は、会員の中から会長が指名した者が務める。
- 三 監査役は、会員の中から会長が指名した者が務める。
- 四 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 五 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときはその職務を代行する。
- 六 監査役は、本コンソーシアムの予算執行や事業が適切に行われていたかを監査し、これを総会において会員に報告する。
- 七 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問等)

第9条 顧問、特別顧問は特別会員の中から会長が指名し、顧問は次条に定めるワーキンググループの活動に対し、特別顧問は本コンソーシアム全体に対し、それぞれ助言を行う。

(ワーキンググループ)

第10条 会長が必要と認めたときは、ワーキンググループを設置・改廃することができる。

- 2 ワーキンググループの設置を希望する会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。
 - 一 ワーキンググループの名称
 - 二 活動内容
 - 三 設置理由
 - 四 参加予定者

- 3 各ワーキンググループには、会長が指名するワーキンググループリーダー、サブワーキンググループリーダーを1名以上置く。ワーキンググループリーダーはサブワーキンググループリーダーとともに、ワーキンググループを統括する。ワーキンググループメンバーは、参加を希望する会員の中からワーキンググループリーダーが指名する。
- 4 ワーキンググループリーダーは、それぞれ以下の業務を行う。
 - 一 当該ワーキンググループの活動計画立案
 - 二 ワーキンググループの主宰およびプロジェクトの企画立案
 - 三 ワーキンググループメンバーの招集
- 5 ワーキンググループは、必要に応じて細則を定めることができる。ワーキンググループを運営する事務は、ワーキンググループが設置するワーキンググループ事務局が行う。

(事務局)

第11条 本コンソーシアムの事務局は、産総研内に置く。

- 2 事務局は、産総研職員が務める。

(総会)

第12 総会は会長が招集し、毎年度1回以上開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、会員が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第15条に定める運営費に係る収支予算
 - 二 事業報告及び第15条に定める運営費に係る収支決算
 - 三 その他、運営に関する事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は議決権を有する会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面やメール等のオンライン通信をもって議長に届け出ることにより、議長に委任することができる。

(臨時総会)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第14条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第15条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てる。

- 一 法人会員の一会計年度の会費は一口あたり10万円(消費税を含む。)とする。
 - 二 個人会員の一会計年度の会費は3万円(消費税を含む。)とする。
 - 三 協力会員、特別会員については、会費徴収を行わない。
- 2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第16条 予算及び決算は事務局で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。
- 3 事務局は、当該事業年度の収入及び使途並びに経理状況を全会員に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第17条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第18条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに事務局に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。
- 3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等の契約の定めによるものとする。

(輸出管理条項)

第19条 会員は本コンソーシアムにおいて提供を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律228号。以下外為法という。)第6条第1項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(会則の改廃等)

第20条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第21条 本コンソーシアムの設置期間は、令和12年3月31日までとする。延長は妨げない。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(解散)

第22条 前条に規定する設置期間内に本コンソーシアムを解散する場合は、総会の決議を経て会長がこれを行うものとする。

(協議)

第23条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、総会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、令和6年7月5日から施行する。